

第4回定例会

議案第75号

安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月8日

安芸高田市長 藤本 悅志

安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例(平成16年条例第162号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)  附 則 1 から 7 まで (略)	本則 (略)  附 則 1 から 7 まで (略)

8 この条例の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に限り、一般家庭等における公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の負担金等は、公共ます 1 個当たり 22 万円とする。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。